平成27年第1回定例会

埼玉県後期高齢者医療 広 域 連 合 議 会 議 案

議 案 目 次

議案第1号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金	
	条例の一部を改正する条例の制定について	······1
議案第2号	平成26年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特	
	別会計補正予算(第2号)	·別冊
議案第3号	平成27年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	·別冊
議案第4号	平成27年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業	
	特別会計予算	·別冊

議 案 第 1 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の 一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例(平成20年 広域連合条例第1号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月17日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 田 中 暄 二

提案理由

被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料賦課額の軽減特例措置が、基金事業から国庫補助事業に転換されることに伴い、平成27年度に全額取崩し活用することから、基金条例の失効期限を延長するため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の 一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例(平成20年 広域連合条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。